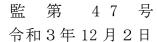
加茂市監査委員公表 第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和3年12月2日

加茂市監査委員 山 口 昇 加茂市監査委員 大 平 一 貴





加茂市長藤田明美様加茂市議会議長滝沢茂秋様加茂市教育長山川雅己様加茂市農業委員会

会長永井尚文様

加茂市監査委員 山 口 昇 加茂市監査委員 大 平 一 貴

令和3年度定期監査の監査結果報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、定期監査 を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

1 監査の対象

令和3年度の令和3年4月1日から令和3年9月30日までの会計課、農業委員会、上下水道課(下水道事業)、スポーツ振興課及び文化会館の所管する財務に関する事務その他事務

2 監査の着眼点

対象課所管の財務に関する事務その他事務が法令等に適合し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

3 監査の実施内容

財務に関する事務その他事務が適正に行われているかについて、対象課に調査票等による事前調査を行い、関係書類を審査するとともに、事務の内容等について関係職員から事情聴取をして行った。

なお、監査に当たっては、加茂市監査基準に準拠して実施した。

4 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 監査委員事務局及び402会議室
- (2) 監査の日程 令和3年10月15日~令和3年11月30日

5 監査の結果

監査対象事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

各課全般にわたり言えることだが、職員数の削減と業務の増加を会計年度任用職員の雇用で対応している。しかし、その前に業務の見直し、AI、RPA (ロボティック・プロセス・オートメーション)の活用、他自治体との連携等の合理化を行うことも必要であると思われる。

なお、各課に対する具体的な留意すべき事項は次のとおりである。

会計課

指定金融機関の市役所派出の撤退を受け、その代替として会計年度任用職員 1名が会計課に配置され、窓口収納を担当することになった。市税、水道料金 及び下水道使用料の納入がコンビニエンスストアでいつでも納入することが可 能となり、納入に対しての利便性は高まり、窓口収納件数は従来よりも減少し ている。この半面、窓口収納を担当する会計年度任用職員及び会計課職員が現 金を取り扱う機会が増えたことから、現金に対する危機管理の徹底・対策が求 められる。

また、伝票審査では、会計課の確認印漏れ、振込口座の誤り、旅費等の誤り が散見されたことから、各課から日々提出される伝票枚数は多いが、会計課に おける伝票確認においてはより丁寧な審査をされるよう望むものである。

農業委員会

職員1名の育児休暇取得に伴い、会計年度任用職員が1名配置されているが、会計年度任用職員に任せられる業務は限定的であるとし、その分、職員の業務量が過重になっている。この状況を改善するには、会計年度任用職員に適切な業務量の仕事を任せるとともに、そのための指導も必要である。

上下水道課(下水道事業)

令和6年4月からの公営企業会計移行に向けて、現在、固定資産台帳を整備 している。この機会に資産の有無を確認し、耐用年数と経過年数を考慮に入れ た施設維持のための長期管理計画を策定する必要がある。

また、下水道使用料及び受益者負担金については、単に時効により不納欠損とすることがないよう、時効の更新を怠ることがないように適切な手続きをとられるよう望むものである。

スポーツ振興課

職員の勤務状況をみると、一部の職員に業務が集中して過度な負荷がかかっていると見受けられる。東京オリンピック関連のためとのことだが、極端な偏りが生じないよう、会計年度任用職員を含め、職員それぞれに適切な業務配分となるよう心掛けていただきたい。

文化会館

現在、大ホールが使用できない中、新規事業として市内の美術協会等の協力によりこどもアートスタジオ(全4回)を実施した。これはこどもたちに自由な発想で作品を作ってもらい、想像力を育てる試みである。文化会館の目指す方向性は、文化芸術活動に親しんでいる方々の発表の場の提供であり、今回の新規事業は、その成果を子供たちにも裾野を広げ、芸術文化活動への参加の呼び掛けに繋がる一例と言える。

今後とも文化芸術に関する情報を発信し、文化芸術活動に親しんでいる市民 の発表の場、芸術文化を享受できる場の提供に努力していただきたい。